

◆ゴールド集落支援事業

令和2年度のゴールド集落支援事業は、以下のとおりです。
詳しくは、各問合先までお問い合わせください。

事業名	補助(支援)対象	内容	問合先														
ゴールド集落重点支援地区補助金	ゴールド集落	70歳以上の人口割合が60%以上のゴールド集落に対し、助成を行います。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">高齢化率</th> <th colspan="2">補助金額</th> </tr> <tr> <th>基本額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60%以上～70%未満</td> <td>2万円</td> <td rowspan="4">左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。</td> </tr> <tr> <td>70%以上～80%未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>80%以上～90%未満</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>90%以上～</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■経過措置(令和2年度のみ)の措置 令和元年度に重点支援地区であった自治会で、令和2年度に重点支援地区の対象外になった自治会に対し、令和2年度に限り助成を行います。 【補助金額】 令和元年度の補助金交付額の2分の1の額</p>	高齢化率	補助金額		基本額	加算額	60%以上～70%未満	2万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。	70%以上～80%未満	3万円	80%以上～90%未満	4万円	90%以上～	5万円	本庁 地域政策課 (内線4612)
高齢化率	補助金額																
	基本額	加算額															
60%以上～70%未満	2万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。															
70%以上～80%未満	3万円																
80%以上～90%未満	4万円																
90%以上～	5万円																
ゴールド集落自主活動支援補助金	ゴールド集落 特例ゴールド集落	ゴールド集落が行う自主事業に対し、12万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。また、事業費が5万円未満の場合は、10分の10の助成を行います。(1千円未満の端数切捨て) 特例ゴールド集落が行う自主事業に対し、10万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。(1千円未満の端数切捨て)															
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	地区コミュニティ協議会	地区内のゴールド集落への支援を行う地区コミュニティ協議会に対し、1ゴールド集落当たり5万円の助成を行います。 ■経過措置(令和2年度のみ)の措置 特例ゴールド集落となった自治会分を令和2年度に限り助成を行います。 【補助金額】 1特例ゴールド集落あたり → 2万5千円															
ゴールド集落支援市民活動補助金	NPO法人 ボランティア団体	ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な活動を行うNPO法人、ボランティア団体(5人以上で構成)などに対し、24万円を上限として、事業費の4分の3以内の額の助成を行います。															
ゴールド集落支援職員の配置	ゴールド集落 特例ゴールド集落	ゴールド集落などと行政のパイプ役として職員を配置し、情報提供や相談・アドバイスなどの活動を行い、地域の活性化を図ります。															
ゴールド集落自主防災組織結成支援事業	ゴールド集落 特例ゴールド集落	自主防災組織未結成のゴールド集落などに対し、自主防災組織結成手続き、訓練計画作成・実施の支援を行います。	本庁 防災安全課 (内線4922)														
ゴールド集落火災予防対策等事業	ゴールド集落 特例ゴールド集落	消防職員・消防団員が、ゴールド集落などの巡回や声掛けを定期的に実施し、住宅の台所などの点検や火災予防の広報活動を行うことで、地域の安全・安心につなげます。	消防局 警防課 (22)0125														

◆ゴールド集落支援関連事業

事業名	補助(支援)対象	内容	問合先
移動販売事業者等紹介事業	—	集落に店がなく、食料品や生活用品の購入に苦慮し、移動販売などの斡旋を望むゴールド集落などに対して、移動販売などを行う事業者の情報提供を行います。	本庁 商工政策課 (内線4321)

ゴールド集落支援について

市では、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落などについて、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、さまざまな支援事業を展開しています。今回は、令和2年度からのゴールド集落支援制度についてお知らせいたします。

「ゴールド集落」とは

毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された70歳以上の人口割合が、50%以上の自治会区域のことで、本市独自の呼称です。

— ゴールド集落活性化条例の一部改正 —

◇ゴールド集落活性化条例の期限を延長します。

令和2年3月31日 → **令和5年3月31日まで3年間延長します。**

◇定義の見直しをします。

ゴールド集落の判断基準としている毎年1月1日現在の「65歳以上の人口割合50%以上」を「**70歳以上の人口割合50%以上**」に変更します。

●令和2年度ゴールド集落(68自治会)

令和2年1月1日 現在

地域	自治会名
川内(28)	楠元下、永野段、高貴、高牧、尾原、東手、網津中、宇都、川底上、水引東団地、小麦川、瀬戸地、十原、天神、上野(寄田)、土川、役田、西川内、小川、上大迫、都合、長野(吉川)、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門、浦小路
樋脇(16)	上藤本、菖蒲ヶ段、下牛鼻、上牛鼻、上野下、上段後、城後、笹原、鍋原、平田、田代、上之原、下村、子田形、笹ヶ迫、木下
入来(5)	松山、舟越、中山、山下、水戸
東郷(9)	城ヶ原、向江原、山ノ口、笹野、鳥丸上、堀、大久保、中津保、本保
祁答院(3)	矢立、中、滝間
上甕(2)	瀬上、桑之浦
下甕(5)	岡、上、下、内川内、瀬尾

「特例ゴールド集落」とは

令和元年度にゴールド集落であって、令和2年度にゴールド集落の指定から外れた自治会をいいます。活用できる支援事業に限りがあります。詳しくは次のページを参照ください。

●令和2年度特例ゴールド集落(100自治会)

令和2年1月1日 現在

地域	自治会名
川内(50)	小倉、大小路中央街、中郷住宅、昭和通り、太平橋三丁目、太平橋四丁目、皿山、楠元中、楠元上、戸田、木屋園、瀬戸、飯母、長野(平佐東)、久住、中塚、柿田、川永野、東大谷、勝目中、上別府二、百次大原野、山田小原、山田山、星原、砂岳(水引)、船間島、湯ノ浦上、東上手、井上、江ノ口(水引)、川底中、草道上、浜田、諏訪山、白浜(峰山)、牟田、上高江、麓(峰山)、長崎、久見崎北、久見崎南、前向(寄田)、山ノ口、新田、別府原、一条殿、松岡、吉川、町
樋脇(8)	岩下、原、第一下之湯、上金貝、沢牟田、庄内、杉馬場、倉野上
入来(16)	新町、立石、麓上、諏訪、迫山、日ノ丸、蒲生原、平木場、原、市野々、日の出、草渡、長野下、赤仁田、神岡、八重
東郷(9)	南瀬下、向江園、大塚、山田下、山田中、山田上、古里、原、榎段
祁答院(8)	木場、浦、小牧、中武、馬頃尾、菊地田、麓東、大坪
里(3)	藪上、藪中、村東
上甕(4)	中野、上甕町江石、平良、小島
下甕(1)	港
鹿島(1)	鹿島南

*令和2年度のゴールド集落、特例ゴールド集落には3月中に申請書などを送付しています。それぞれの手続きには申請期限があります。ご注意ください。